**外部サービス利用型特定施設入居者生活介護　自己点検表**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担　当　者　職　・　氏　名 |  |

＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せ

て参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

＜その他＞

１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです

　・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

　・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

　◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）

＝（この点検表において「指定基準」という。）

　◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）

＝（この点検表において「予防基準」という。）

・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等

を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この点検表において「基準条例」という。）

２）その他

　○　本自己点検表は、事業所自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質や運営状

況の向上の役に立てていただくためのものです。

　○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

§１．基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| １．基本方針一　特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。一　介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 | 指定基準第１９２条の３第１項予防基準第２５４条第１項 |  |  |
| 二　安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。 | 指定基準第１９２条の３第２項予防基準第２５４条第２項 |  |  |

§２．人員基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| １．従業者の員数一　基本サービスを提供する従業者を次のとおりおいているか（介護予防を除く）。　①　生活相談員　　　常勤換算方法で、利用者（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上 | 指定基準第１９２条の４第１項第１号 |  |  |
| 　②　介護職員　　　常勤換算方法で、利用者の数が１０又はその端数を増すごとに１人以上 | 指定基準第１９２条の４第１項第２号 |  |  |
| 　③　計画作成担当者　　　１以上（利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。） | 指定基準第１９２条の４第１項第３号 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 　④　従業者　　　常に１以上の指定特定施設の従業者を確保しているか（ただし、宿直時間帯にあってはこの限りではない。）。 | 指定基準第１９２条の４第４項 |  |  |
| 二　従業者の員数を次のとおり置いているか（介護予防を含む）　①　生活相談員　　　常勤換算方法で、利用者および介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者という。以下同じ。）が１００又はその端数を増すごとに１以上 | 指定基準第１９２条の４第２項第１号予防基準第２５５条第２項第１号 |  |  |
| 　②　介護職員　　　常勤換算方法で、利用者の数が１０又はその端数を増すごとに１及び介護予防サービス利用者の数が３０又はその端数を増すごとに１以上 | 指定基準第１９２条の４第２項第２号予防基準第２５５条第２項第２号 |  |  |
| 　③　計画作成担当者　　　１以上（総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。） | 指定基準第１９２条の４第２項第３号予防基準第２５５条第２項第３号 |  |  |
| 　⑤　従業者　　　常に１以上の指定特定施設の従業者を確保しているか（介護予防含む。ただし、宿泊時間帯にあってはこの限りではない。） | 指定基準第１９２条の４第４項予防基準第２５５条第４項 |  |  |
| 三　利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値としているか。 | 指定基準第１９２条の４第３項予防基準第２５５条第３項 |  |  |
| 四　生活相談員のうち１人以上は、常勤であるか。 | 指摘基準第１９２条の４第５号予防基準第２５５条第５号 |  |  |
| 五　計画作成担当者は、専らその職務の従事する介護支援専門員であり、特定施設サービス計画（介護予防含む）の作成を担当させるのに適当と認められるものであるか。　　また、そのうち１人以上は、常勤であるか。注１：総利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の業務に従事できる。注２：養護老人ホームにあっては、平成２１年３月３１日までは介護支援専門員でない者を充てることができる。 | 指定基準第１９２条の４第６項予防基準第２５５条第６項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| ２．管理者　　　指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか（介護予防含む）。　　　ただし、管理上、支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一施設内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 | 指定基準第１９２条の５予防基準第２５６条 |  |  |

§３．施設及び設備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 一　設備の基準は、次のとおりとなっているか。1. 居室

イ　１の居室の定員は、１人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。　　＊附則第２条により、既存の指定特定施設における定員４人以下の居室については、附則第５条により、既存の又は既存と見なすことができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室にする規定を適用しない。　ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。　ハ　地階に設けていないか。　ニ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面しているか。　ホ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。 | 指定基準第１９２条の６第４項第１号予防基準第２５７条第４項第１号 |  |  |
| ②　浴室　　身体が不自由な者が入浴するのに適したものとなっっているか。 | 指定基準第１９２条の６第４項第２号予防基準第２５７条第４項第２号 |  |  |
| ③　便所　　居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えてい　るか。 | 指定基準第１９２条の６第４項第３号予防基準第２５７条第４項第３号 |  |  |

§４．運営基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| １．内容及び手続の説明及び契約の締結等一　あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（介護予防含む）と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の提供に関する契約を文書により締結しているか。注：介護予防の場合は、文中「受託居宅」を「受託介護予防」に読み替える。＊重要事項については、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ているか。＊契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。 | 指定基準第１９２条の７第１項予防基準第２５８条第１項 |  |  |
| 二　前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。　 | 指定基準第１９２条の７第２項予防基準第２５８条第２ |  |  |
| 三　より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）を提供するため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を契約に係る文書に明記しているか。 | 指定基準第１９２条の７第３項予防基準第２５８条第３項 |  |  |
| ２．サービスの提供の開始等一　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 | 指定基準第１７９条第１項予防基準第２３５条第１項 |  |  |
| 二　入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか（介護予防含む）。 | 指定基準第１７９条第２項予防基準第２３５条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 三　入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。 | 指定基準第１７９条第３項予防基準第２３５条第３項 |  |  |
| 四　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。 | 指定基準第１７９条第４項予防基準第２３５条第４項 |  |  |
| ３．受託居宅サービスの提供一　特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じているか。＊特定施設の従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行っているか。 | 指定基準第１９２条の８第１項予防基準第２６３条第１項 |  |  |
| 二　受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | 指定基準第１９２条の８第２項予防基準第２６３条第２項 |  |  |
| ４．法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意　　有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（介護予防含む）は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しているか。 | 指定基準第１８０条予防基準第２３６条第１項 |  |  |
| ５．サービス提供の記録一　利用者の被保険者証に次のことを記載しているか。 ・外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の開始に際して、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称　　・外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の終了に際しては、当該終了の年月日 | 指定基準第１８１条第１項予防基準第２３７条第１項 |  |  |
| 二　法定代理受領サービスに該当しない基本サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 | 指定基準第１８２条第２項予防基準第２３７条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 三　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。　①　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用　②　おむつ代　③　上記①、②のほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの＊保険給付対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。 | 指定基準第１８２条第３項予防基準第２３８条第３項 |  |  |
| 四　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 指定基準第１８２条第４項予防基準第２３８条第４項 |  |  |
| ６　サービスの取扱方針一　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 | 指定基準第１８３条第１項 |  |  |
| 二　サービスは、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 | 指定基準第１８３条第２項 |  |  |
| 三　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 指定基準第１８３条第３項 |  |  |
| 四　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。 | 指定基準第１８３条第４項予防基準第２３９条第１項 |  |  |
| 五　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 指定基準第１８３条第５項予防基準第２３９条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 六　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(関係する職種、取り扱う事項 等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。) を３月に１回以上開催する(テレビ電話装置等を活用して行うこととしても差し支えない。)とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。また、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | 指定基準第１８３条第６項予防基準第２３９条第３項 |  |  |
| 七　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 指定基準第１８３条第７項 |  |  |
| ６－２．外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針一　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行っているか。 | 予防基準第２４６条第１項 |  |  |
| 二　自らその提供する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 | 予防基準第２４６条第２項 |  |  |
| 三　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | 予防基準第２４６条第３項 |  |  |
| 四　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | 予防基準第２４６条第４項 |  |  |
| 五　事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 | 予防基準第２４６条第５項 |  |  |
| ６－３．外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、１の基本方針及び６－２の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。②　計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の従業者及び受託介護予サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 予防基準第２４７条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| ③　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。④　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、サービス計画を利用者に交付しているか。⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。⑦　計画作成担当者は、他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っているか。⑧　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防特定施設サービス計画の変更を行っているか。また、変更時には①から⑦の規定を準用しているか。 |  |  |  |
| ７．特定施設サービス計画の策定一　管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 指定基準第１８４条第１項 |  |  |
| 二　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 | 指定基準第１８４条第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 三　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 指定基準第１８４条第３項 |  |  |
| 四　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。 | 指定基準第１８４条第４項 |  |  |
| 五　計画作成担当者は、特定施設サービスを作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。 | 指定基準第１８４条第５項 |  |  |
| 六　計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況を把握しているか。また、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うとともに、変更時には、二から五の規定を準用しているか。 | 指定基準第１８４条第６項指定基準第１８４条第７項 |  |  |
| ８．受託居宅サービス事業者（介護予防含む）への委託一　受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。また、委託した業務の再委託がないか。　　なお、契約に当たっては、次の点が明記されているか。　イ　委託の範囲　ロ　業務実施に当たり遵守すべき事項　ハ　運営基準に従って委託業務が適切に行われていることを定期的に確認する旨　ニ　委託業務に関し、受託居宅サービス事業者に指示を行い得る旨　ホ　委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合、当該措置が講じられたことを確認する旨　ヘ　受託居宅サービス事業者が実施した委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在　ト　その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項＊ハ及びホの確認の結果の記録は作成されているか。＊ニの指示は文書により行われているか。 | 指定基準第１９２条の１０第１項予防基準第２６０条第１項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 二　受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（または指定事業者）となっているか。 | 指定基準第１９２条の１０第２項予防基準第２６０条第２項 |  |  |
| 三　受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護（ならびに第1号訪問事業および第1号通所事業）となっているか。 | 指定基準第１９２条の１０第３項予防基準第２６０条第３項 |  |  |
| 四　指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を委託している場合、当該指定特定施設と同一市町内の事業者と契約を締結しているか。 | 指定基準第１９２条の１０第６項予防基準第２６０条第６項 |  |  |
| 五　受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。＊業務に必要な指揮命令には、身体拘束等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応及び緊急時対応の規定で求められている内容が受託居宅サービス事業者によっても遵守されていることを確保する旨が含まれる。 | 指定基準第１９２条の１０第７項予防基準第２６０条第７項 |  |  |
| 六　受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | 指定基準第１９２条の１０第８項予防基準第２６０条第８項 |  |  |
| ９．相談及び援助　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。　＊社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談をいう。 | 指定基準第１８７条予防基準第２５０条 |  |  |
| 10．利用者の家族との連携等　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。　＊利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。 | 指定基準第１８８条予防基準第２５１条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 11．運営規定　指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めているか。　①事業の目的及び運営の方針　②従業者の職種、員数及び職務の内容　③入居定員及び居室数　④外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額　⑤受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地　⑥利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続　⑦施設の利用に当たっての留意事項　⑧緊急時等における対応方法　⑨非常災害対策　⑩人権擁護、虐待防止の体制整備⑪その他運営に関する重要事項＊④の内容については、利用者の安否確認、生活相談、計画作成の方法等を指す。＊⑪については、緊急時対応を行った場合の内容について従業者間で共有するための方法を定めておくこと。また、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続についても定めておくことが望ましい。 | 指定基準第１９２条の９予防基準第２５９条 |  |  |
| 12．勤務体制の確保等一　利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。　＊従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 | 指定基準第１９０条第１項予防基準第２４１条第１項 |  |  |
| 二　従業者によって基本サービスを提供しているか。　　ただし、業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。　＊業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。この場合において、委託業務の全部又は一部を再委託させていないか（給食、警備等の基本サービスに含まれない業務については、この限りではない。　イ　委託の範囲　ロ　委託業務の実施に当たり遵守すべき事項　ハ　運営基準に従って委託業務が適切に行われていることを定期的に確認する旨 | 指定基準第１９０条第２項予防基準第２４１条第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 　ニ　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨　ホ　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨　ヘ　受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在　ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項　　＊ハ及びホについて、確認の結果の記録をしているか。　　＊ニの指示は、文書により行っているか。 |  |  |  |
| 三　前項ただし書の規定により基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しているか。 | 指定基準第１９０条第３項予防基準第２４１条第３項 |  |  |
| 四　従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 | 指定基準第１９０条第４項予防基準第２４１条第４項 |  |  |
| 13．協力医療機関等一　利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。　＊利用者の入院や休日や関東における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 指定基準第１９１条第１項予防基準第２４２条第１項 |  |  |
| 二　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 指定基準第１９１条第２項予防基準第２４２条第２項 |  |  |
| 14．地域との連携一　事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 指定基準第１９１条の２第１項予防基準第２４３条第１項 |  |  |
| 二　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 指定基準第１９１条の２第２項予防基準第２４３条第２項 |  |  |
| 15．記録の整備一　従業者、設備、備品、会計及び受託居宅（介護予防）サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。 | 指定基準第１９２条の１１第１項予防基準第２６１条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 二　利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しているか。また、その完結の日から２年間保存しているか。　①特定施設サービス　②受託居宅サービス事業者から受けた具体的なサービスの内容等の報告に係る記録　③受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録　④次に掲げる場合に行う市町村への通知に係る記録　　・正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき　　・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。　⑤苦情の内容等の記録　⑥外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　⑦提供した基本サービスの具体的な内容等の記録　⑧緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　⑨基本サービスの全部又は一部を委託した場合の業務の実施状況を定期的に確認した結果等の記録　 | 指定基準第１９２条の１１第２項予防基準第２６１条第２項 |  |  |
| 16．受給資格等の確認一　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確かめているか。 | 指定基準第１１条第１項予防基準第１１条第１項 |  |  |
| 二　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。 | 指定基準第１１条第２項予防基準第１１条第２項 |  |  |
| 17．要介護（要支援）認定の申請に係る援助一　サービスの提供の開始に際し、要介護（要支援）認定を受けていない利用申込者については、要介護（要支援）認定の申請が既に行われているかどうか確認しているか。また、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 指定基準第１２条第１項予防基準第１２条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 二　必要と認めるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な支援を行っているか。 | 指定基準第１２条第２項予防基準第１２条第２項 |  |  |
| 18．保険給付の請求のための証明書の交付　法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 指定基準第２１条予防基準第２１条 |  |  |
| 19．利用者に関する市町村への通知　サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | 指定基準第２６条予防基準第２３条 |  |  |
| **20** **業務継続計画の策定等**一　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。二　事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。三　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 指定基準第３０条の２予防基準第５３条の２の２ |  |  |
| 20．掲示　事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 指定基準第３２条予防基準第３０条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 21．秘密保持等一　正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 指定基準第３３条第１項予防基準第３１条第１項 |  |  |
| 二　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 指定基準第３３条第２項予防基準第３１条第２項 |  |  |
| 三　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 指定基準第３３条第３項予防基準第３１条第３項 |  |  |
| 22．広告　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものではないか。 | 指定基準第３４条予防基準第３２条 |  |  |
| 23．居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止　居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 指定基準第３５条予防基準第３３条 |  |  |
| 24．苦情処理一　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　＊相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所への掲示等を行っているか。 | 指定基準第３６条第１項予防基準第３４条第１項 |  |  |
| 二　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。　＊当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。　＊苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。　＊苦情の内容等の記録は、２年間保存しているか。 | 指定基準第３６条第２項予防基準第３４条第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 三　法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第３６条第３項予防基準第３４条第３項 |  |  |
| 四　市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 指定基準第３６条第４項予防基準第３４条第４項 |  |  |
| 五　提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護予防含む）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から道号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第３６条第５項予防基準第３４条第５項 |  |  |
| 六　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 指定基準第３６条第６項予防基準第３４条第６項 |  |  |
| 25．事故発生時の対応一　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　＊事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 | 指定基準第３７条第１項予防基準第３５条第１項 |  |  |
| 二　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。　＊事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 指定基準第３７条第２項予防基準第３５条第２項 |  |  |
| 三　利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　＊賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 | 指定基準第３７条第３項予防基準第３５条第３項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| **26. 虐待の防止**一　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。二　当該指定特定施設入居者生活介護における虐待の防止のための指針を整備しているか。三　当該指定特定施設入居者生活介護において、従業者等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。四　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 指定基準第３７条の２予防基準第５３条の１０の２ |  |  |
| 27．会計の区分　事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 指定基準第３８条予防基準第３６条 |  |  |
| 27．緊急時の対応　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　＊協力医療機関については次の点に留意しているか。　　①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること　　②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | 指定基準第５１条予防基準第５１条 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 29．管理者の責務一　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。　＊事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 指定基準第５２条第１項予防基準第５２条第１項 |  |  |
| 二　管理者は、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 指定基準第５２条第２項予防基準第５２条第２項 |  |  |
| 30．非常災害対策　　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　＊事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならい。関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消化・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防災管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。 | 指定基準第１０３条予防基準第１０４条 |  |  |
| 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備考（確認資料等） |
| 31．衛生管理等一　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 | 指定基準第１０４条第１項予防基準第１０５条第１項 |  |  |
| 二　事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。＊食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。　＊特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。　＊空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | 指定基準第１０４条第２項予防基準第１０５条第２項 |  |  |
| 三　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。四　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。五　事業所において、従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 指定基準第５２条第１項予防基準第５２条第１項指定基準第１０４条第２項予防基準第１３９条の２ |  |  |
| 32.人権への配慮等 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |